［項を削る。］

［項を削る。］

［略］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	
	表示の方法	
［略］		
シアン化合物を含有する豆類	［略］	
	添加物	
	加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	
［略］		
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、ブルーベリー、マンゴー、もも、やまもも、ゆず、ライチ、りんご、ココナッツ、ココナッツミルク、ココナッツミルクパウダー、ココナッツウォーター、ココナッツウォーターパウダー、ココナッツファイバー、ココナッツシュガー、ココナッツオイル、ココナッツフラワー、ココナッツクリーム、ココナッツクリームパウダー、ココナッツミルクビネガー、ココナッツビネガー、ココナッツアミノ酸、ココナッツアミノ酸パウダー、ココナッツアミノ酸液状調味料、ココナッツアミノ酸液状調味料パウダー、ココナッツアミノ酸醤油、ココナッツアミノ酸醤油パウダー、ココナッツアミノ酸ソース、ココナッツアミノ酸ソースパウダー、ココナッツアミノ酸ドレッシング、ココナッツアミノ酸ドレッシングパウダー、ココナッツアミノ酸ポン酢、ココナッツアミノ酸ポン酢パウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢、ココナッツアミノ酸ぽん酢パウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢液状調味料、ココナッツアミノ酸ぽん酢液状調味料パウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢醤油、ココナッツアミノ酸ぽん酢醤油パウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢ソース、ココナッツアミノ酸ぽん酢ソースパウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢ドレッシング、ココナッツアミノ酸ぽん酢ドレッシングパウダー、ココナッツアミノ酸ぽん酢ポン酢、ココナッツアミノ酸ぽん酢ポン酢パウダー	［略］	1　加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 2　［略］

［項を削る。］

［項を削る。］

［略］

別表第二十四（第十九条、第二十条、第二十四条、第二十五条関係）

食品	表示事項	
	表示の方法	
［同上］		
シアン化合物を含有する豆類	［同上］	
	添加物	
	栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。	
［同上］		
アボカド、あんず、おうとう、かんきつ類、キウィー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、パイナップル、バナナ、パパイヤ、ばれいしょ、ブルーベリー、マンゴー、もも、やまもも、ゆず、ライチ、りんご、ココナッツ、ココナッツミルク、ココナッツミルクパウダー、ココナッツウォーター、ココナッツウォーターパウダー、ココナッツファイバー、ココナッツシュガー、ココナッツオイル、ココナッツフラワー、ココナッツクリーム、ココナッツクリームパウダー、ココナッツミルクビネガー、ココナッツビネガー、ココナッツアミノ酸、ココナッツアミノ酸パウダー、ココナッツアミノ酸液状調味料、ココナッツアミノ酸液状調味料パウダー、ココナッツアミノ酸醤油、ココナッツアミノ酸醤油パウダー、ココナッツアミノ酸ソース、ココナッツアミノ酸ソースパウダー、ココナッツアミノ酸ドレッシング、ココナッツアミノ酸ドレッシングパウダー、ココナッツアミノ酸ポン酢、ココナッツアミノ酸ポン酢パウダー	［同上］	1　栄養強化の目的で使用されるもの、加工助剤及びキャリーオーバーを除き、別表第六の上欄に掲げる添加物として使用されるものを含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の当該下欄に掲げる用途の表示を、その他の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。ただし、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第七の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては、同表の当該下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。 2　［同上］

調理食品缶詰及び調理食品瓶詰	1　食肉野菜煮缶詰又は食肉野菜煮瓶詰であって、食肉を二種類以上使用したものについて、特定の種類の食肉を特に強調する用語 2　カレー缶詰又はカレー瓶詰、シチュー缶詰又はシチュー瓶詰及びその他の調理食品缶詰又はその他の調理食品瓶詰であって、原材料の一部の名称（含有率をパーセントの単位で、当該名称の表示の文字と同程度の大きさで付してある名称及び使用した食肉の種類が同一種類である場合の当該同一種類の食肉の名称を除く。）を他の原材料の名称に比べて特に強調する用語
炭酸飲料	「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語
［同上］	